

## 市町村の現況と合併

### 一、全国の市町村合併の動向

わが国の市町村数は、明治二十一年末には七一、三一四あったとされています。明治二十二年には市制町村制施行に伴う合併施策が推進され、一五、八五九の市町村数となりました。その後も次第に合併が進み、昭和二十年には一〇、五二〇となりました。それから昭和三十年代の前半にかけて、人口八千人を標準として全国一律に推進された『昭和の

大合併』により、昭和三十六年には三、四七二となり、平成十一年四月現在の全国市町村数は、三、二二九となっております。

### 二、熊本県の市町村数の変遷

熊本県の市町村数は、明治の大合併、昭和の大合併を経て、現在では十一市八十三町村合計九十四市町村です。この数は全国で七位となっております。全国的にみると市町村数が多く、また小規模な市町村が多い県となっております。現在までの県内の合併の変遷は上表のとおりです。

区分 年月	全国市町村数	熊本県の市町村数			
		市	町	村	計
明治21年末	71,314	-	1,419		1,419
明治22年末	15,859	1	380		381
昭和28年10月	9,868	5	41	274	320
昭和31年9月	3,975	9	37	71	117
昭和36年6月	3,472	11	41	49	101
昭和40年4月	3,392	11	48	42	101
昭和44年4月	3,285	11	59	30	100
昭和45年11月	3,272	11	59	28	98
平成3年2月	3,241	11	62	21	94
平成11年4月	3,229	11	62	21	94

阿蘇中部4町村の合併の沿革

町村名	年次	旧町村
一の宮町	昭和29年4月	合体 宮地町、中通村、古城村、坂梨村
阿蘇町	昭和29年4月	合体 内牧町、黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村
産山村	明治22年4月	合体 産山村、田尻村、山鹿村、大利村、片俣村
波野村	明治22年4月	合体 小地野村、小園村、赤仁田村、滝水村、中江村、波野村、新波野村

## いま何故合併か？

### 合併推進の背景

今、全国で市町村の合併事業が進んでいます。本町(村)においても、阿蘇町・一の宮町・産山村・波野村の、阿蘇中部4町村で合併事業を推進しています。このコーナーにおいては現在進められている町村の合併事業について、(財)地方自治研究機構理事長石原信雄氏の講演を引用し「いま何故合併か」について数回に分けて紹介します。

その一 地方分権一括法の施行と市町村

平成十二年四月から、地方分権一括法という法律が施行になりました。地方自治法をはじめとして地方自治に関するたくさんの法律が改正になりました。そして行政の進め方が大きく変わりました。これまでの地方行政は、大事なところは国が方針を決めました。中央で大きな方針を決め、実施段階になると、ほとんどの分野で県が指導する。市町村は、国が決めた大きな方針の下で、県の指導を受けながら実施するという状態でありました。

これに対し、二十一世紀の地方行政は市町村が主役になっていくべきだという考え方に成ってきたのです。

これからは、国と県と市町村の関係が従来のような上位下達や命令服従的な形ではなく、県も国も市町村もまったく対等な当事者として、協力していく関係に改めようということになったわけです。そして、住民生活に関わるような仕事はなるべく市町村を中心に、市町村の主導と責任の下で処理するようにしましょうということに変わってきたのです。そうなりますと、市町村がそういう期待に応えられるような実力を備えなければならぬということになります。ところが現在のようないくつかの市町村の行政力ではそれに対応できないところがあります。

そういうことで、十二年四月から地方分権一括法が成立施行されました。しかし、市町村の行政区域が従来のままですと、小規模な市町村は、法律が予定しているだけの権限を十分に行使するだけの力がない。スタッフがない、あるいは財政力がないうということになってしまいます。そういう状態を改めて、新しい時代の地方行政の担い手としてふさわしい市町村にしたいというのが今の政府の考え方です。市町村合併は、決して国のため県のために行うものではなく、まさに市町村の住民のために行うものである。住民の福祉のために行うものであるという意識をもっていたいただきたいと思っております。